

令和2年（行コ）第23号 犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求控訴事件

控訴人 内山靖英

被控訴人 愛知県

第9準備書面

(原判決の多くの当事者に対する影響について)

令和2年（2020年）10月28日

名古屋高等裁判所民事第4部 御中

控訴人代理人

弁護士 堀江 哲 史



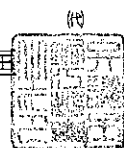
同 長谷川 桂 子



同 岡村 晴 美



同 倉知 孝 国



同 矢崎 暁 子



同 浦野 智 文



同 進 藤 一 樹



同 大 畑 泰次郎



同 中 川 重 徳



同 永 野 靖



同 山 下 敏 雅



控訴人復代理人

同 水 谷 陽 子



第1 はじめに

本準備書面では、同性パートナーと生活する当事者らの陳述書（西川麻実（甲154）、村木真紀（甲155）、梅田政宏（甲156））を、セクシュアル・マイノリティの精神的健康について大規模な量的調査を通して研究してきた日高庸晴教授の意見書（甲152）とあわせて検討し、原判決の論旨が、ひとり控訴人のみならず多くの当事者らの尊厳を傷つけ、スティグマ（社会的烙印）をもたらすものであり、到底許されないものであることについて論述する。

第2 日本社会において同性愛者らの置かれた現状

1 日高庸晴教授の意見書（甲152）から

同性愛者はセクシュアル・マイノリティ（性的少数者）であり、すなわち、社会において少数派として様々な困難に直面してきた。日高教授の意見書（甲152）によれば、

「異性愛であることが当たり前と自明視される世の中において、異性愛者は自らの性的指向について他者との違いを感じたり戸惑ったり苦悩していたりすることはそれほどないものと考えられる。その一方、ゲイ・バイセクシュアル男性は性的指向の多様性に関する情報が十分でない中、性的指向・同性愛に関連した葛藤を引き起こすようなライフイベントを中学校・高校の学齢期に集中して経験していることが1999年調査で初めて示された（図2）。平均年齢13.1歳のときに「ゲイであることをなんとなく自覚した」経験を持ち、13.8歳の時に「同性愛・ホモセクシュアルという言葉を知った」という。周囲の友人の多くは異性に性的関心を持つ中で、男性にその感情を向ける自分は一体何者なのであろうか？という思いや戸惑い、違和感を抱くものと考えられ、その戸惑いや違和感の原因を知るために、辞典や辞書、家庭にある医学書など身近な書物を紐解くゲイ・バイセクシュアル男性もこれまででいたことであろう。現在の辞典や辞書などに同性愛について差別的記述はほぼなくなってきているが、1990年代までのわが国の書物の多くに同性愛は「異常」「性的倒錯」であるという記述が残存していた。このことは、わずか14歳に満たない段階で「自分は異常なのかもしれない」「社会的におかしい存在なのだ」という意識を内面化させてしてしまう可能性があったと考えられる。控訴人が自分自身の性的指向に気付き成長してきた時代も異性愛以外の性的指向について、あるいは今後の人生を前向きに捉えることが出来る情報はわが国にほとんどなかったと言える。つまり、多くのゲイ・バイセクシュアル男性は性的指向を気付いたその瞬間から、生きづらさを感じ始め日々それを蓄積させていくということであろう。」（甲152・3頁）

こうした当事者の困難さは、ゲイ・バイセクシュアル男性の精神的健康の悪化に繋がり、具体的には、自殺未遂リスクについて、異性愛者の約6倍も高いという深刻な数字が示されている。すなわち、

「性的指向を分析軸に、若者の自殺未遂に関連する要因を検証した筆者らの研究がある。大阪市内心齋橋の繁華街の街頭でランダムに4,650人に声掛けをして、取込基準に該当し研究参加の同意を得られた若者男女2,095人から回答が得られた調査である。解析の結果、自殺未遂の生涯経験率は9%（男性6%、女性11%）であり、自殺未遂に関連する要因を男女別に検討したところ、男性においてのみ性的指向以外の他の要因の影響を調整してもなお性的指向が自殺未遂リスクを高める決定的要因であり、異性愛男性と比較してゲイ・バイセクシュアル男性の自殺未遂リスクは5.98倍¹高いことが示されている（図7）。」（甲152・4～5頁）

2 当事者らの困難な原体験

日高教授の調査研究が示すとおり、個人差はあるにせよ、多くの当事者が、これまでの人生の中で、多大な困難な体験を送っている。日高教授の調査対象は専ら男性であるが、もちろん女性同性愛者にも当てはまる。

西川は、自身の性的指向が同性に向かうことを気づいた時のやりきれない心情について次のとおり述べている。

「中学生の頃に第二次性徴とともに女性に関心を持ち、恋愛の対象が女性であることを自覚しました。しかし、実際に女性と恋愛をしてみると、恋愛の先にある結婚、結婚の先にある家庭生活、人生設計が見えないことを突きつけられ、この社会で同性愛者として幸せに生きていく可能性の低さを考えざるを得なくなりました。この根源的な悩みは昭和的な価値観を大切にする父母には話せず殻にこもるようになり、家庭に居場所の無さを感じていました。」（甲154・1頁）

村木は、「5回の転職経験がある」中で、「それぞれの会社でLGBTに関するハラスメント的言動を経験」したという。そして、自身の失業時の状況について次のとおり述べる。

「2007年に生活を共にした時、私はうつ状態で（医師には神経症と診断されている）、失業しており、希死念慮があるという緊迫した状況だった。スーパーなど人の多い場所には行けず、電車に乗れず、ハローワークにも行けず、散歩以外はほぼ家にいる生活だった。」（甲155・1頁）

梅田も、「社会生活では、「自分が頑張らないと、後に続くであろう見えない後輩（同性愛者の仲間のこと）への評価が下がってはなるまい」と、仕事にだけは邁進」していたという姿勢もあって、あまり多くを語らないものの、それでも自身のうつ病歴について次のとおり述べている。

「無事事業を立ち上げ、私もその事業施設の2番手としてその元上司とともに奮闘しておりました。もともと、その後、その元上司の方がその法人を退所されたころから精神的にもしんどくなり、うつ病と診断されました。・・・うつ病と診断されながらも、元上司の方が退職した後、唯一私のことをゲイであると知ってお付き合いが続いたのは経営者側の役員の方のみになりました。しかしこの人は常に一緒に居るわけではなく、またもや心を許せる人が少なくなり、さらに職場での精神状態は悪化していきました。」（甲156・3頁）

3 それでも、同性パートナーとの出会いと生活が支えとなること

彼ら彼女らにとって、そうした困難を抱えながらも、同性パートナーとめぐりあい共同生活を送ることがどれだけ心の支えになるのか、生きていく支えとなるのか、これら陳述書からは強くうかがわれる。

西川は、次のとおり述べる。

「（パートナーの）小野と子どもたちと一緒にいる中で、なるほど、好きな人と家族になることは、こんなに嬉しいことなのか、確かにめでたいことだ、合点がいました。

私は、異性愛者のふりをして生きるのをやめ、同性愛者としての生きる道を模索するようになってから、大分前向きに人生を歩んできましたが、家族を得て、前よりももっとやる気が湧いてきました。」（甲154・2頁）

村木にとっては、パートナーの支えがまさに生きる支えであった。

「パートナーも同じく失業している状態だったが、その時期は、宅配便のアルバイトで生活を支えてくれた。私が過去の出来事のフラッシュバックで、突然泣き出したり怒りだしたりしても、ただ静かに寄り添ってくれた。今思えば、自分自身も不安定な状況にあって、うつ状態の人の話を聴き続けるのは、なかなかできることではないと思う。今でも感謝している。」（甲155・1頁）

梅田も、同性パートナーの就職支援をしながら、「デートと言うよりむしろ結婚のような一緒に寝起きする生活を送りたいという気持ち」について述べている（甲156・2頁）。

4 同性パートナーの生活も不可視化と困難にあること

しかし、そういった同性パートナーとの共同生活も、現在の日本社会では、必ずしも十分には可視化・認知されておらず、当事者らは常に不安と隣り合わせの状況にある。

村木は、新型コロナウイルスの感染拡大という事態の中での強い不安感について次のとおり述べる。

「そんな中、今年、新型コロナウイルスの感染拡大という非常事態が起きた。事業の軌道修正に駆け回る中、パートナーがたまたま公園で骨折してしまった。ちょうど自宅勤務だったので、パートナーの入院期間中、私が一切の家事を担うことになった。入院している病院は、地域の中核的な病院で、新型コロナウイルスの患者の受け入れの可能性もある。もし入院中に院内感染したらと思うと、とても不安になった。」（甲155・3頁）

西川は、周囲に自分たちの関係を家族として扱ってもらうための「長い年月を要した」として、その理不尽さを次のとおり語る。

「愛情のある二人が共同生活をして、生涯を共にしたいと思い、子供たちを育てているのに、同性パートナーは結婚できず、法律は同性パートナーを家族と認めません。

以前のAさんとの結婚では、法律によって家族として保障され、社会保険や税金の面でも経済的に優遇され、企業からも当たり前のように手当てを得ました。周囲の人は、私が好もうが好まざるがお構いなしに、私と夫を家族として一単位として扱ってきました。他方、私と小野のパートナーシップについては、社会保険や税金の面で経済的に助けられることはありません。周囲の人に私たちの関係を家族として扱ってもらうには、神経を使ってカミングアウトをしながら、長い年月を要しました。とても理不尽なことだと思います。」（甲154・5頁）

このとおり、同性パートナーとの関係が法的・社会的に保障されていないことは、当事者に強い不安感と疎外感をもたらしているのである。

第3 原判決のもたらす影響・問題

原判決は、同性間の共同生活関係が異性間の婚姻関係と同視し得るものであるとの「社会通念」が形成されていないとして、請求を棄却した。

これに対し、梅田は、「声を上げられない」、すなわちカミングアウトできない「多くの仲間たち」の存在に触れつつ、次のとおり述べる。

「私たちの多くの仲間たちの存在は、今回の「社会通念」が形成されていない」という判決を書いた裁判官にはおそらく見えていなかったのかもしれませんが。見えることで「正常でない」存在として多くのリスクを強いるような社会的な価値観が横行している中で、実はすぐ隣で生活している仲間たちと手をつなげるかも知れないのに、手をつなぐことがリスクになるという価値観を押し付けられているがゆえに、私たちは見えなくさせられているのです。

見えてさえいれば、今回のような判決は、隣人を愛する日本社会が許さないと信じています。」（甲156・7頁）

村木は、原判決の「社会通念」という基準で切り捨てられたことについて、次のとおり怒りを持って述べている。

「同性パートナーとの共同生活が異性間の婚姻や事実婚と同視する社会通念が

形成されていない、そのため、社会保障の対象外である、という今回の判決に関するニュースを目にした時、失望と強い怒りを感じた。新型コロナウイルスの感染が拡大し、自分やパートナーが感染したら、という不安を感じながら必死に生活を維持している中で、改めて、「社会に認められていない」関係であると念押しされたようなものだ。同時に、これがLGBTQの若者のメンタルヘルスや将来への希望に、どれだけマイナスの効果があるだろうかと心配になった。直接的には、司法への不信として現れるだろう。」（甲155・4頁）

梅田が指摘するように、「「社会通念」が形成されていない」という判決を書いた原審裁判官には、多くの当事者の存在が目に入っていなかったのかもしれない。それは、「見えることで「正常でない」存在として多くのリスクを強いるような社会的な価値観が横行している」、すなわち差別的な現状があるからに他ならない。

村木が指摘するように、原判決の論理は、「LGBTQの若者のメンタルヘルスや将来への希望に、マイナスの効果」を強くもたらすであろう。

「社会通念」を理由に同性カップルに異性愛カップルと同等の権利を認めないことは、明らかな差別であり、多くの当事者らに自分たちは「社会に認められていない」関係であるとの念押しを強いて、彼ら彼女らの尊厳を傷つけ、スティグマ（烙印）を与えることに直視すべきである。

日高教授も、具体的データを踏まえた上で、「一連の調査から示されるゲイ・バイセクシュアル男性の当事者が直面する生きづらさを軽減させるためには、法律をはじめとする社会的システムの中に異性愛以外の性的指向を肯定的に捉えていくこと、異性愛者と平等な扱いをしていくこと、その取組と周知を繰り返していくことである。」と述べている（甲152・末尾）。

原判決は、破棄を免れない。

以上